



和歌山市公報

令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 1 7 日
第 1 8 2 9 号

発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 告 示 】

番号		ページ
286	令和 8 年度補正予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	2
287	市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	3
288	道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	4
289	市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	5
290	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	6
291	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	7
292	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	8
293	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
294	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	10
295	公示送達（令和 8 年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・・・（市民税課）	11
296	公示送達（令和 8 年度固定資産税・都市計画税納税通知書）・・・・・・・・・・（資産税課）	12
297	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	13
298	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	14
299	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定介護予防サービスに係る指定及び指定居宅介護支援に係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	15
300	介護保険法の規定による第 1 号事業に係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	16
301	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の更新の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）	17
302	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の変更の届出・・・・・・・・・・（障害者支援課）	18

【 選挙管理委員会告示 】

49	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	19
50	和歌山市長選挙の当選人の住所及び氏名・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	20
51	和歌山市議会議員補欠選挙の当選人の住所及び氏名・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	21

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）	22
---	--------------------------------------	----

【 企業局告示 】

26	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・・・（企業総務課）	23
----	---	----

和歌山市告示第 2 8 6 号

令和 8 年 8 月 5 日市長において専決処分した令和 8 年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

令和 8 年度和歌山市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度和歌山市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 3, 2 6 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 9, 0 1 3, 2 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（令和 8 年 8 月 5 日揭示済）

和歌山市告示第 2 8 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
1 1 - 2 6 5	宮 2 6 5 号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月	
1 3 - 1 5 4	四箇郷 1 5 4 号線	和歌山市加納 和歌山市加納	
1 9 - 1 2 9	三田 1 2 9 号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
1 9 - 1 3 0	三田 1 3 0 号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
2 5 - 1 8 7	岡崎 1 8 7 号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
3 7 - 2 3 3	紀伊 2 3 3 号線	和歌山市弘西 和歌山市弘西	
4 1 - 2 2 8	名草 2 2 8 号線	和歌山市三葛 和歌山市三葛	

（令和 8 年 8 月 5 日揭示済）

和歌山市告示第 2 8 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和 8 年 8 月 5 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
1 1 - 2 6 5	宮 2 6 5 号線	和歌山市秋月 2 1 1 番 1 6 地先 ～ 和歌山市秋月 2 1 1 番 4 地先	7 2 . 3	6 . 0 0
1 3 - 1 5 4	四箇郷 1 5 4 号線	和歌山市加納 2 1 0 番 3 地先 ～ 和歌山市加納 2 1 0 番 1 0 地先	6 5 . 3	6 . 0 0
1 9 - 1 2 9	三田 1 2 9 号線	和歌山市和田 3 6 1 番 1 地先 ～ 和歌山市和田 3 4 3 番 8 地先	1 2 2 . 1	6 . 0 0 ～ 9 . 7 0
1 9 - 1 3 0	三田 1 3 0 号線	和歌山市和田 3 4 3 番 1 1 地先 ～ 和歌山市和田 3 4 3 番 8 地先	1 7 9 . 4	6 . 0 0
2 5 - 1 8 7	岡崎 1 8 7 号線	和歌山市神前 6 2 9 番 4 地先 ～ 和歌山市神前 6 3 5 番 6 地先	1 0 2 . 5	6 . 0 0 ～ 6 . 2 5
2 7 - 2 3 3	紀伊 2 3 3 号線	和歌山市弘西 1 0 4 1 番 7 地先 ～ 和歌山市弘西 1 0 4 1 番 5 地先	7 7 . 4	6 . 0 0
4 1 - 2 2 8	名草 2 2 8 号線	和歌山市三葛 5 8 8 番 1 5 地先 ～ 和歌山市三葛 5 8 8 番 1 2 地先	6 8 . 2	6 . 0 0

(令和 8 年 8 月 5 日揭示済)

和歌山市告示第 2 8 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧 新 別	路線名	起点 終点	備考
1 1 - 1 9 1	旧	宮 1 9 1 号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月	
	新	宮 1 9 1 号線	和歌山市秋月 和歌山市秋月	終点の変更

(令和 8 年 8 月 5 日揭示済)

和歌山市告示第 2 9 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 8 年 8 月 5 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
1 1 - 1 9 1	旧	宮 1 9 1 号線	和歌山市秋月 2 2 2 番 4 地先 和歌山市秋月 2 1 5 番 5 地先	8 1 . 9	6 . 0 0 ～ 6 . 3 0
	新	宮 1 9 1 号線	和歌山市秋月 2 2 2 番 4 地先 和歌山市秋月 2 1 1 番 1 3 地先	1 4 4 . 1	6 . 0 0 ～ 6 . 3 0

(令和 8 年 8 月 5 日揭示済)

和歌山市告示第 2 9 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 8 年 8 月 7 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
3 2 - 3 5	来田野村線	和歌山市直川 8 9 1 番 7 地先 ～ 和歌山市直川 8 8 7 番 1 1 地先	旧	1 0 8 . 6 4	3 . 3 0 ～ 4 . 6 0
			新	1 0 8 . 6 4	5 . 0 4 ～ 6 . 0 3

(令和 8 年 8 月 7 日揭示済)

和歌山市告示第 2 9 2 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 7 月 1 8 日及び同月 3 1 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 7 月 2 8 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 7 月 1 6 日、同月 2 7 日及び同月 3 1 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番地 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 8 年 8 月 7 日揭示済)

和歌山市告示第 2 9 3 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び湊紺屋町緑地	令和 8 年 7 月 1 6 日、同月 1 7 日、同月 2 1 日、同月 2 7 日及び同月 2 8 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番地 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 8 年 8 月 7 日揭示済)

和歌山市告示第294号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年8月10日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年4月21日及び同月25日	令和8年5月8日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年4月21日	令和8年5月8日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和8年4月24日、同月27日、同月28日及び同月30日	令和8年5月8日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電 話 422-4100

(令和8年8月7日揭示済)

和歌山市告示第 2 9 5 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

送達書類の名称 令和 8 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和 8 年 8 月 1 4 日揭示済)

和歌山市告示第 2 9 6 号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和 8 年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納 期 限 令和 8 年度第 1 期分、第 2 期分の納期限は、令和 8 年 8 月 3 1 日とする。
(別紙省略)

(令和 8 年 8 月 1 4 日揭示済)

和歌山市告示第 2 9 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項、第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 7 8 条、第 7 8 条の 1 1 及び第 1 1 5 条の 1 0 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 9 0 1 0 1 8 0 3	株式会社 G r e e n	オリーブの丘デイサービス 宮前 和歌山市新中島 1 3 0	地域密着型通所介護	令和 8 年 7 月 2 日
3 0 6 0 1 9 0 7 9 4	株式会社 S T R A D A	訪問看護ステーション M A N O 和歌山市坂田 5 6 1 - 1 8	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 8 年 7 月 3 1 日
3 0 7 0 1 1 4 8 3 4	ゆみおグッドライ フサポート株式会 社	ゆみお訪問介護ステーシ ョン 和歌山市西浜 1 0 1 7 - 7	訪問介護	令和 8 年 7 月 3 1 日

（令和 8 年 8 月 1 7 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 2 9 8 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 9 0 1 0 1 8 0 3	株式会社 G r e e n	オリーブの丘デイサービス 宮前 和歌山市新中島 1 3 0	予防給付型通所 サービス	令和 8 年 7 月 2 日
3 0 7 0 1 1 4 8 3 4	ゆみおグッドライフサ ポート株式会社	ゆみお訪問介護ステーショ ン 和歌山市西浜 1 0 1 7 - 7	予防給付型訪問 サービス 生活支援型訪問 サービス	令和 8 年 7 月 3 1 日

（令和 8 年 8 月 1 7 日 掲 示 済）

和歌山市告示第 299 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項、第 41 条第 1 項本文及び第 53 条第 1 項本文による指定をしたので、同法第 85 条、第 78 条及び第 115 条の 10 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 17 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15518	合同会社 BEARS	ケアプランセンターあおい 和歌山市市小路 203 番地 西本住宅 E-03	居宅介護支援	令和 8 年 8 月 1 日
30701 15526	メイクライフファン 合同会社	サンライズケアプランセン ター 和歌山市大谷 93-10	居宅介護支援	令和 8 年 8 月 1 日
30601 91891	株式会社サンライズ	訪問看護ステーション MA NO 和歌山市西田井 366 番地 の 8 号	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 8 年 8 月 1 日

（令和 8 年 8 月 17 日 掲示済）

和歌山市告示第 3 0 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 7 0 1 1 4 4 6 1	合同会社グラシマス	訪問介護ステーション グラシマス 和歌山市神波 3 0 番地 1 1 9	予防給付型訪問サ ービス 生活支援型訪問サ ービス	令和 8 年 8 月 1 日

（令和 8 年 8 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 3 0 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 0 条の規定により指定自立支援医療機関の更新の届出があったので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療 の種類	指定年月日
フタツカ薬局キーノ和歌山	和歌山市東蔵前丁 3 9 キーノ 和歌山 3 階	調剤	令和 8 年 7 月 1 日
株式会社 第一薬局 小雑賀	和歌山市小雑賀 7 2 6 - 8	調剤	令和 8 年 8 月 1 日

（令和 8 年 8 月 1 7 日揭示済）

和歌山市告示第 3 0 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定自立支援医療 機関の名称	変更前所在地	変更後所在地	指定年月日
株式会社 第一薬局 土入	和歌山市土入 1 7 6－3	和歌山市土入 1 6 8－3 0	令和 7 年 9 月 1 日

（令和 8 年 8 月 1 7 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 4 9 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 5 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 8 年 8 月 9 日（日）午前 7 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市七番丁 1 7 番地
和歌山朝日ビルディング 5 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （2） 在外選挙人名簿に登録するについて

（令和 8 年 8 月 5 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 0 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市長選挙の当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

令和 8 年 8 月 1 0 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

五十音順

住 所	氏 名
和歌山市土佐町 3 丁目 30 番地 1	尾崎 太郎

（令和 8 年 8 月 1 0 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 1 号

令和 8 年 8 月 9 日執行の和歌山市議会議員補欠選挙の当選人の住所及び氏名は次のとおりである。

令和 8 年 8 月 1 0 日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 宮 原 秀 明

五十音順

住 所	氏 名
和歌山市湊 1823 番地 6	加勢田 城豪
和歌山市太田 4 丁目 10 番 6 号	末吉 亜矢
和歌山市新留丁 94 番地	森川 佳紀

（令和 8 年 8 月 1 0 日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 5 日

和歌山市農業委員会
会長 丸 山 勝

1 開催日時

令和 8 年 8 月 1 0 日 1 4 時 0 0 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- （1）和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- （2）農地法第 2 条の農地でない旨の証明願について
- （3）農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （4）農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （5）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （6）非農地通知について

（令和 8 年 8 月 5 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 2 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 3 の 2 の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 1 0 年水道局規程第 2 号）第 2 7 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県海草郡紀美野町神 野市場 4 2 4 番地 狩谷商店 代表者 狩谷 陽三	狩谷商店	和歌山県海草郡紀 美野町神野市場 4 2 4 番地	平成 1 4 年 6 月 2 4 日	第 3 5 2 号
和歌山市六十谷 1 2 2 3 番 地の 2 6 株式会社日地 代表取締役 榊田 和樹	株式会社日地	和歌山市六十谷 1 2 2 3 番地の 2 6	平成 1 5 年 1 月 3 1 日	第 3 6 6 号

（令和 8 年 8 月 1 3 日揭示済）